

発議第 2 号

ガザ地区における人道的停戦を求める決議

上記議案を、長与町議会会議規則（昭和 39 年議会規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出し、次の通り議決を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出

提出者 長与町議会議員

八木亮三

賛成者 長与町議会議員

安部 都

賛成者 長与町議会議員

堤 理志

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

藤田 明美

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

賛成者 長与町議会議員

提案理由

昨年 10 月から現在まで激化の一途をたどるガザ地区でのイスラエルとハマスの戦闘により多数の一般市民が巻き添えとなり死傷している状況を、平和を求める長与町議会として看過することはできないため、双方に国連決議に基づいた停戦を求めるもの。

ガザ地区における人道的停戦を求める決議

2023年10月7日のイスラム組織ハマスによる無差別テロに端を発したパレスチナ自治区ガザ地区におけるイスラエルとハマスの戦闘に対し、日本も賛成票を投じた2023年12月12日の国連総会及び2024年3月25日の国連安保理において即時停戦と人質の無条件解放を求める決議が採択されたにも関わらず、双方はいまだ戦闘を継続している。

国際人道法及び国際人権法で無差別攻撃は禁止されており、ハマスの無差別テロ行為もイスラエルによる大規模空爆・攻撃もこれらの国際法に明確に違反するものであり、戦闘による死者がすでに3万人を超え、支援物資の寸断によりガザ市民に餓死者も発生するなど深刻化する人道危機に対して「平和で安全な町」を宣言し紛争・戦争のない世界の実現を訴えている長与町の議会として大きく憂慮しており、看過することはできない。

長与町議会は、ハマスとイスラエルの双方が国連憲章と国際法を遵守し、国連安保理決議に従い即時停戦することを強く求める。

以上、決議する。

令和6年6月14日

長崎県長与町議会